

横浜市磯子区民文化センター

指定管理者選定評価委員会

報 告 書

令和6年9月

## 1 経緯

横浜市磯子区民文化センターの指定管理者の選定にあたり、横浜市磯子区民文化センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）は、応募団体から提出された書類の審査やヒアリング審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を行いました。

この度、選定委員会による審査が終了し、指定候補者を確定しましたので、ここに審査結果を報告します。

## 2 横浜市磯子区民文化センター指定管理者選定評価委員会 委員

委員長	川添 裕	（横浜国立大学名誉教授）
委員	菅野 公一郎	（磯子区文化協会書道部理事）
	三上 勇夫	（洋光台連合自治町内会前会長）
	箕口 一美	（東京藝術大学大学院 教授）
	芳垣 貴美子	（東京地方税理士会横浜南支部税理士）

## 3 審査の経過

項目	年 月 日
●第1回横浜市磯子区民文化センター指定管理者選定評価委員会 （指定管理者選定スケジュールの確定、公募要項の検討等）	令和6年3月 26 日（火）
公募開始（公募要項等を磯子区ホームページへ掲載）	令和6年4月 26 日（金）
応募団体説明会及び現場見学会	令和6年5月 14 日（火）
公募要項等に関する質問受付	令和6年5月 21 日（火）・5月 22 日（水）
応募書類の受付 （1団体）	令和6年6月 27 日（木）・28 日（金）
●第2回横浜市磯子区民文化センター指定管理者選定評価委員会 （面接審査＜プレゼンテーション及び質疑応答＞等）	令和6年8月 27 日（火）

## 4 応募団体

チーム杉劇/横浜市芸術文化振興財団/アイコニクス/ニックスサービス 共同事業体（現指定管理者）

## 5 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市磯子区民文化センター指定管理者公募要項」（以下「公募要項」という。）において、あらかじめ定めた「評価基準項目及び配点」に従って、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（応募団体によるプレゼンテーション及び質疑）を行い、指定候補者を選定することとしました。

各委員 255 点を持ち点とし、各委員の点数の合計を評価点としました。

なお、最低基準点は、その他（加減要素）の項目を除く合計 225 点に出席委員数を掛けた合計点の 6 割とし、最低基準に満たない場合は選定されないこととしました。

\* 評価項目及び配点

○磯子区民文化センター

評価基準項目及び配点	
1	団体の状況(10点)
2	指定管理業務実施にあたっての基本的な方針(20点)
3	職員配置・育成(20点)
4	事業計画(施設の使命を達成するための提案)(95点)
5	収支計画及び指定管理料(30点)
6	その他(50点)
その他(加減要素)(30点)	
加減要素を含む合計(255点)	
加減点項目を含まない合計(225点)	
※最低基準 225点×出席委員数×0.6	

6 応募者の制限

応募団体について、「公募要項」に定める応募の資格を持ち、欠格事項に該当しないことについて事務局から報告を受けました。

【参考】

「公募要項」

6 公募及び選定に関する事項

(5) 資格要件及び欠格事項について

ア 資格要件

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること(法人格は不要。ただし個人は除く)

イ 欠格事項

次に該当する団体等は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消しを受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表(様式3)」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)

## 7 審査結果

応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（応募団体によるプレゼンテーション及び質疑）を厳正に行った結果、以下のとおり決定しました。

### (1) 順位

1位 チーム杉劇／横浜市芸術文化振興財団／アイコニクス／ニックスサービス 共同事業体

### (2) 得点

評価基準項目及び配点	1位
1 団体の状況(40点)	26点
2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針(80点)	68点
3 職員配置・育成(80点)	64点
4 事業計画(施設の使命を達成するための提案)(380点)	275点
5 収支計画及び指定管理料(120点)	80点
6 その他(200点)	146点
その他(加減要素)(120点)	0点
加減要素を含む合計(1,020点)	659点
加減点項目を含まない合計(900点) ※最低基準 900点×0.6=540点	659点

※出席委員は4名です。

## 7 審査講評

- ・20年間運営を続けてきた経験を踏まえて、磯子の文化や杉田劇場の良さを活かす更なる取組を期待したい。
- ・横浜市の区民文化センターの一つとして建設され、20年間かなりユニークな運営が行われており、地元に対する厚いアプローチもこの団体によって支えられてきている。団体の取組の中では、文化芸術の鑑賞の機会を提供する取組が弱く、市民の活動の発表の場の延長が鑑賞と混同してしまっている印象を受ける。全体のバランスの中で鑑賞の機会の提供に劇場の資源をどれだけ割くのか、ということについては再考の余地があり、より徹底的に地元寄り、区民のための劇場に徹するという方向性もあるかと思う。財団は杉田劇場をサポートするだけでなく、市全体の中で杉田劇場を戦略的に管理し、展開していても良いと思う。現状では劇場の目指す姿が少し中途半端に感じ、その部分で提案に少し物足りなさを感じた。
- ・20年間管理を行ってきた功績はあるが、これまでやってきた流れの中に少し取組を足していく発想であり、取り立てて新たな工夫は行っていない印象を受けた。人口減少等の社会環境の変化の中で、今後の館の運営にも変化が求められると考える。
- ・劇場のアーカイブ機能をもとうとしているが、手間もお金もかかるため、全体の運営バランスが崩れてしまわないように区も見守る必要がある。